

## 平成 26 年度財政援助団体等監査・措置状況報告書

### 意見・要望事項措置状況（区長部局）

(2) ア (ア)	補助金に係る予算執行と文書事務について（財政課、総務課）
指 摘 事 項	
<p>本区は補助金に係る予算執行の適正化を図るため、目黒区補助金等交付規則を定めるとともに、個別の団体に対する補助条例・規則及び補助事業に関する補助要綱等を定めて事務処理を行っている。</p> <p>今回の監査においては、補助金交付対象団体からの補助金交付申請に当たり、定款、規約等の補助事業の目的及び性格が明らかとなる書類、財産目録など補助金交付申請者の資産及び負債に関する事項が明らかとなる書類等を徴取していないものがあつた。</p> <p>目黒区補助金等交付規則第 6 条第 2 項ただし書の規定には「区長が、不要と認めるときは、添付書類を省略することができる」旨定められているが、これらの書類を徴取しないこととした理由が起案上明記されておらず、省略するとの意思決定もなく、これらの書類が徴取されていないものがあつた。</p> <p>補助金交付申請に当たり、これらの書類は、当該補助事業の目的及び性格が明らかとなる書類、補助金交付申請者の資産及び負債に関する事項が明らかとなる書類等であり、団体への補助金交付を決定する際の判断資料として重要な書類であることから基本的には徴取すべきものであり、徴取しないこととする特段の理由を示すことなく、徴取しないこととした事務処理は適切ではない。</p> <p>また、団体に対する補助金の執行管理については、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、目黒区補助金等交付規則第 13 条の規定に基づき、補助団体から補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものであり、また、同規則第 16 条の規定に基づき、補助金額確定の際の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することとなっている。</p> <p>今回の監査では、補助事業の遂行状況の報告に関する起案はなく、補助金額確定の際の事務処理についても、補助金の収支報告書は添付されているが、補助事業の成果の記載がないもの、簡易すぎるもの、又は例年繰り返し行われている事務であるために、書類審査のみの形式的な事務処理が行われているものがあつた。</p> <p>目黒区補助金等交付規則と個別の補助要綱との関係については、目黒区補助金等交付規則に規定する基本的な事項の記載を省略している補助要綱があり、省略することはできると考えるが、要綱を制定する場合には、目黒区補助金等交付規則の規定を省略しないことが、補助金交付対象団体にとっても分かりやすく、また、事務処理上からも望まし</p>	

いものであると考える。遺漏のない事務処理を行うためには、事業実施に係る要綱、要領、基準等の制定に当たり、所管部局で、法令、条例、規則等との整合性を検討するとともに、財政担当や例規担当との協議を十分に行うことが必要である。

補助金に係る予算執行の適正化を図るため、目黒区補助金等交付規則に定める事務処理及び報告、審査、調査等の権限行使を各所管が適切に行うよう指導するとともに、文書事務の適切な執行の観点からも各所管を指導されたい。

所属名	措置状況
財政課	<p>平成27年度歳出予算の執行については、平成27年4月1日付け目企財第2号「平成27年度予算執行上の留意事項について」において各部局長宛て通知をしたところであるが、上記のような監査委員からの指摘を受け、改めて、補助金の取扱いについて、目黒区補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）の規定との整合を図った上で、補助金交付要綱の再確認を行い、適切な措置を講じるよう、各部局長宛て通知を行い、補助金に係る予算執行の適正化を図る。</p> <p>視点としては、①交付規則第6条第2項に規定する補助金等の交付申請の際の添付書類を省略する際は起案に理由を明記した上で意思決定を行うこと、②交付規則第16条に規定する補助金等の額を確定する際は、実績報告書の記載内容の精査及び必要に応じて現地調査を行い、形式的な書類審査のみに留まらないようにすること、③補助金等のうち継続性、普遍性を有するものについては、補助金等交付要綱を制定するとともに、既に定めている要綱についても法令・条例・規則等との整合を図るよう見直すことである。</p>
総務課	<p>要綱の制定については目黒区事案決定手続規程により区長の決定事案とされており、文書係長が審査者の立場で決定関与することとなっているところである。</p> <p>しかし、上記のような指摘を監査委員から受けたことを踏まえ、改めて各所管課において制定又は改廃する補助金交付要綱について、その規定の適正化を図る必要があると判断したため、現行の文書係長による決定関与に加え、文書係に対する事前協議を義務化し、例規担当課である総務課においてダブルチェックを実施することとする。</p> <p>また、要綱等の見直しに際しては、文書係において適切に相談受入体制を整えることとし、目黒区補助金等交付規則と</p>

	<p>個別の補助金交付要綱との規定の整合を図ることとする。</p> <p>なお、要綱の制定及び改廃に係る文書係への事前協議を義務化する旨の通知については、別途各所管課宛て行う。</p>
--	--

(2) イ (ア)	<p>上目黒住区住民会議（中央地区サービス事務所）</p> <p>大岡山西住区住民会議（西部地区サービス事務所）</p>
指 摘 事 項	
<p>住区住民会議の予算の組み方について、当該年度の補助金に前年度の繰越金を加えた額をもって、各事業に予算を配分し、予備費は少額となっていた。しかし、決算では、前年度からの繰越金とほぼ同額が繰越金として生じ、次年度に繰越しされていた。予算の組み方と実際の予算執行とに相違があるので、実態に合った予算の組み方について検討されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
地区サービス事務所	<p>22住区住民会議全体的に係る意見として受け止め、地区サービス事務所長会で検討した結果、繰越金については周年記念事業等積立金や予備費に計上するなど、実際の予算執行に合った組み方とするよう指導した。</p>

(2) イ (イ)	NPO 目黒体育協会（スポーツ振興課）
指 摘 事 項	
<p>収入及び支出が予算を超過していたので、今後は、定款第47条又は第48条の規定に基づき、適切な手続が行われるよう検討されたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>今後は予算に則した予算執行とするよう指導する。</p> <p>また、予算を上回る支出については、毎月開催されている目黒体育協会理事会において、適切な手続が行われるよう指導する。これまでも予算を上回る支出が見込まれたときは、事前にスポーツ振興課と協議して、承認を受けて執行するよう指導してきたが、今後はより一層徹底する。</p>